

弘前市都市計画審議会の 公募委員を募集します

弘前市都市計画審議会は、都市計画法に基づき設置される審議会で、主に市が都市計画を定める場合に、その都市計画案について調査審議する機関です。委員は、「弘前市都市計画審議会条例」に基づき、15名以内で構成されています。都市計画審議会の公正な運営の確保と透明性の向上ならびに、広く市民の皆様からご意見をいただくため、公募委員を募集します。

※都市計画とは、

「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業」（都市計画法第4条第1項）と定義されています。

土地の使い方、建物の建て方、道路・公園のような暮らしに必要な施設の計画などといったものを中心としたまちづくりのルールを定めています。

募集人員 2名

任期 任期は2年（令和6年10月～令和8年10月を予定）とします。

応募資格 弘前市内に住所を有する満18歳以上の方（市の他の附属機関の委員、市議会議員、市職員（退職者を含む）はご遠慮ください）

応募方法 住所・氏名・電話番号・職業・性別・生年月日・800字程度の応募理由（志望動機、抱負、都市計画に関連したまちづくりの経験等の自己PR等）を記入した応募用紙を、持参・郵送・FAX・メール（添付ファイルは1MB程度まで）のいずれかの方法により都市計画課へ提出してください（FAXの場合は必ず都市計画課へ受信確認の電話をしてください）。

応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を掲示しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

募集期間 令和6年8月1日（木）～令和6年8月30日（金）必着

裏面に続く

選考方法 選考委員会で選考します。結果は応募者全員に通知します。

その他 会議の開催回数は年1～2回で、報酬は1回につき、10,000円
(交通費は別途支給)となります。

委員に就任した場合、委員名簿、会議録等の公表に伴い、氏名が公表
されます。

ご応募・お問い合わせは

弘前市役所 都市計画課

〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1

電話：0172-35-1134 (直通)

FAX：0172-35-3765

メール：toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp